

小児の肺炎球菌感染症予防接種

- ◆ 対 象 年 齢 : 生後2か月から5歳未満
- ◆ 標準的な接種期間: 初回接種開始年齢は、生後2か月から生後7か月未満
追加接種は、初回接種終了後、1歳から1歳3か月までの間隔をおく
- ◆ 接 種 方 法 : 皮下接種または筋肉内注射 (※接種回数は下記参照)
- ◆ 接 種 場 所 : 市内指定医療機関
- ◆ 持 ち 物 : 母子健康手帳、予診票、マイナンバーカードなど住所を確認できるもの
※母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。
- ◆ 費 用 : 無料

*ワクチンは、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの2種類です。

<接種回数について>

※接種開始年齢（月齢）により接種回数が異なります。

① 生後2か月から7か月未満に接種を開始する場合（合計4回接種）

初回接種	標準的には1歳までに、27日以上の間隔で3回接種
追加接種	3回目の接種が終了後60日以上の間隔をおいた後、1歳以降に1回接種 標準的な接種期間として1歳～1歳3か月未満

*前回接種日を0日として28日目より接種可能。

*ただし、初回2回目の接種が1歳を超えた場合、初回3回目は行わず、60日以上の間隔をおいて1回だけ追加接種して完了となる。また、初回接種2回目及び3回目の接種は、2歳を超えた場合は行わず、60日以上の間隔をおいて1回だけ追加接種して完了となる。

② 生後7か月から1歳未満に接種を開始する場合（合計3回接種）

初回接種	標準的には1歳までに、27日以上の間隔で2回接種
追加接種	2回目の接種が終了後60日以上の間隔をおいた後、1歳以降に1回接種

*ただし、初回接種2回目が2歳を超えた場合は行わず、60日以上の間隔をおいて1回だけ追加接種して完了となる。

③ 生後1歳から2歳未満に接種を開始する場合（合計2回接種）

初回接種	1回接種
追加接種	初回接種から60日以上あけて1回接種

④ 生後2歳から5歳未満に接種を開始する場合（1回接種）

初回接種	1回接種
追加接種	

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方（異動日を含む）は転出先の市区町村にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調が悪く思ったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種の記録を再度ご確認ください。

裏面に続く

【肺炎球菌感染症について】

肺炎球菌は多くの乳幼児の鼻咽頭にある菌ですが、すべての人が発症するわけではありません。抵抗力が下がった場合などに発症し、髄膜炎や敗血症・菌血症、肺炎、中耳炎などさまざまな病気を引き起こします。なかでも2歳未満の乳幼児は、肺炎球菌による髄膜炎にかかると適切な治療をしても亡くなることがあり、回復しても後遺症を残す恐れのある病気です。小児の肺炎球菌感染症予防接種は、肺炎球菌による髄膜炎や敗血症・菌血症を予防するためのワクチンです。

生後3か月から5歳頃までが肺炎球菌による感染症にかかりやすいといわれています。

★ 副反応について ★

全身の症状としては発熱、易刺激性（刺激に対して反応しやすい）などが認められることがあります。また接種部位の局所症状としては赤み、腫れ、痛みがありますが数日で消失します。ただし腫れがひどい時は接種部位を清潔にし、冷やして様子をみてください。

なお、極めてまれに重大な副反応としてショック、アナフィラキシー様症状があります。

★ こんなときは受けられません ★

- ① 発熱しているとき（接種会場で体温が37.5℃以上ある場合）
※平熱の高い人は主治医に相談してください
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合
- ④ 以下の病気にかかった場合

麻疹（はしか）	治癒後4週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑(りんご病)等	治癒後1～2週間程度あける

いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます

- ⑤ その他、医師が予防接種を受けることが不適当と認めた場合

★ こんなときは受ける際に注意が必要です ★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合
- ② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合

★ 予防接種による健康被害救済制度について★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

★ 問合せ先★

保健センター 04-7125-1190
関宿保健センター 04-7198-5011

